

諫早市と株式会社V・ファーレン長崎との包括連携協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社V・ファーレン長崎（以下「乙」という。）は、次のとおり子育て・文化・スポーツ振興等における包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がそれぞれの資源を有効活用し、子育て、文化、スポーツといった幅広い分野で相互に連携及び協力することにより、地域の一層の活性化及びスポーツによる魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

（連携協定事項）

第2条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項の実施に向けて、相互に連携・協力する。

- （1） 子育て支援で若い世代が住みたいまちづくり
- （2） 豊かな自然と歴史文化を感じられるまちづくり
- （3） 生涯スポーツを楽しめるまちづくり
- （4） プロ選手と子どもたちの交流を通じたまちづくり
- （5） 平和と人権を尊重したまちづくり
- （6） その他、地方創生に資する取組に関する事

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、甲乙協議のうえ、それぞれ別途取り決めるものとする。

（事故処理）

第3条 本協定に基づく事業の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、双方が協力してその解決処理に当たるものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示、若しくは漏洩し、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する義務を負う。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

令和6年9月22日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市長

大久保深重

乙 長崎県諫早市多良見町化屋1808-1

株式会社 V・ファーレン長崎

代表取締役会長兼社長

高田旭人